

外来生物関連概要

北海道地方環境事務所野生生物課

1. 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 ([外来生物法](#))

[特定外来生物](#)は、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれます。特定外来生物に指定された生物は、飼養等（飼養、栽培、保管又は運搬）、輸入、譲渡し、放出等が禁止されます。

2. 北海道内における特定外来生物分布状況

令和6年10月現在、北海道内で16の特定外来生物が確認されています(詳細は別添1)。

参考：[環境省令和6年度「特定外来生物の市町村別侵入状況の把握のためのアンケート」](#)

3. 地方公共団体等による特定外来生物等防除の促進

北海道地方環境事務所では、北海道における地方公共団体等が取り組む特定外来生物の防除を促進するために、専門家派遣を通じた技術的助言を行ったり、関係機関の連携を促進するための連絡会議を開催しています。

地方公共団体が取り組む防除活動に対する環境省の財政支援として、[特定外来生物防除等対策事業（交付金）](#)があります。これは令和5年度から開始された交付金で、北海道地方環境事務所では、本交付金の申請団体への助言、各種書類の確認作業を行っています。

※北海道の当事務所管内では、令和5年度は4件の防除事業へ交付金配賦、令和6年度は4件の継続申請に加え3件の新規事業に対して配賦されました。

4. 特定外来生物の防除確認・認定

[特定外来生物防除実施要領](#)のとおり、防除の原則を遵守し、防除の確認・認定の基準を満たしていると国が判断できれば、特定外来生物による被害を防止するため、地方公共団体・民間事業者・個人等が承認を受けて防除を行うことができます。防除の確認・認定申請を行い、承認された防除実施者は環境省HPにて[公示](#)しています。

※北海道内における特定外来生物の防除確認市町村は別添2を参照。

5. 特定外来生物の飼養等許可および放出等許可

特定外来生物に指定された生物の飼養等を行うことは原則として禁止されていますが、学術研究、展示、教育、生業の維持等の目的で行う場合については、主務大臣の許可を得ることで飼養等を行うことが可能です。しかし、特定外来生物として規制された後に、新たに愛がん（ペット）・観賞の目的、又は新たに開始された業活動に関しては、生業の維持の目

的で飼養等を行うことはできません。

当事務所管内における飼養等許可の手続きでは、生業の維持（農業等）目的でのセイヨウオオマルハナバチに関する申請および届出が多く、年間 300 件程度あります（別添 3）。許可者に対しては、毎年適正飼養の現地調査を行い、法規制を遵守するよう指導しています。

放出等許可の手続きでは、防除の推進に資する成果が見込まれる学術研究目的の場合に許可を発出しています（例：アライグマの行動追跡）。

※放出する特定外来生物の運搬をする場合は別途飼養等許可が必要になります。

セイヨウオオマルハナバチに関して

本州では、セイヨウオオマルハナバチの代替種として在来種のクロマルハナバチへの転換に向けた対応が進められていますが、北海道ではクロマルハナバチは生息しておらず、国内外来種（北海道指定外来種）になるため飼養ができません。そのため生業の維持目的のセイヨウオオマルハナバチの飼養等の継続案件を引き続き許可しています。

代替種として、エゾオオマルハナバチが候補とされており、農林水産省が安定的な供給も含めて転換に向けた検討を環境本省とともに進めています。セイヨウオオマルハナバチの代替手法としては、トマトトーンの散布やブロワーが用いられています。

6. 外来生物法に関する質問や特定外来生物等の発見情報の収集

外来生物法に関する質問や特定外来生物等の発見情報の収集は、下記問い合わせ先にて受け付けています。ご活用ください。

【問い合わせ先】

〒060-0808

北海道札幌市北区北8条西2丁目

札幌第1合同庁舎 3F

北海道地方環境事務所 野生生物課

TEL：011-299-1954